

## 【タイトル】 地区別税法説明会

【日 時】 平成 24 年 10 月 17～19 日

### 【場 所】

- 10/17 砂町地区：砂町文化センター
- 10/18 大島地区：江東区総合区民センター
- 10/19 亀戸地区：カメラアプラザ

### 【概 要】

10月に開催された地区別税法説明会は、亀戸・大島・砂町の各地区延べ203社が出席した。

説明会では、東日本大震災からの復興財源確保のための復興特別法人税・復興特別所得税、平成23年12月改正、平成24年度改正を中心とした説明があった。

#### I 復興特別法人税

復興特別法人税が創設され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から原則3年間、法人税額の10%を新たに申告・納付することとなった。



江東東税務署 山本副署長も  
各地区でご挨拶に



砂町地区の様子

#### II 復興特別所得税

復興特別所得税が創設され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間にわたり、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額が課税されることとなり、これに伴い、給与についての源泉徴収税額表や報酬等への源泉所得税率も変更される。

#### III 法人税の改正

先進国のなかで米国と並んで最高水準にある我が国の法人実効税率について、欠損金の繰越控除制度や貸倒引当金の見直し等により財源確保を図りつつ、法人税率が引き下げられる改正があった。

#### IV 源泉所得税の改正

給与収入が1,500万円を越える場合の給与所得控除を245万円の定額とする改正、納期の特例の承認を受けている場合の1月の納期限を1月20日とする改正があった。



亀戸地区の様子



大島地区の様子

#### V 更正の請求の改正

平成23年12月2日以降に申告期限が到来する国税は、更正の請求ができる期間が5年（改正前1年）に延長された。